

[外国知財情報] インドネシア、メキシコの法改正(特許)



www.harakenzo.com/jpn/gaikoku_siryo
06-6351-4384(代表)
iplaw-osk@harakenzo.com



1. インドネシア雇用創出オムニバス法(2020/11/2~)

2020年11月2日発効、特許にも影響。

①実施義務(”Working Requirement”)

- ・従来、特許権者はインドネシア国内で特許発明を実施する義務を負い、3年以上その義務を履行しない場合に強制実施権の設定や特許取消の対象となっていた。この不実施期間は、原則、特許付与後3年以内に申請することにより5年まで延長することが可能であった。
- ・雇用創出オムニバス法では、実施には「使用、製造、輸出、またはライセンス付与」が含まれると規定され、実施範囲が拡大された。特許権者は、輸出またはライセンス付与によっても、第三者に対する強制実施権の付与を回避できるようになった。

②実用新案登録(” Simple Patent ”)

- ・従来、Simple Patentは、産業上利用可能な既存製品／既存プロセスの改良に対して付与されていた。

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。